

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の実施状況(総括)

H25年3月作成

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	これまでの取り組み	県としての考え方・今後の方針等	担当部局 担当課等
1 新しい官公需の理念の確立	<input type="checkbox"/> 中小企業振興に関する条例における中小企業の位置付けをも踏まえて、「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」に可能なものから盛り込む。	官公需問題研究会の提言、国の契約方針の改定、中小企業振興条例の制定等を踏まえ、県の官公需契約方針の改定(H19.12.19)を行った。	引き続き、国の契約方針の改定情况等を踏まえ、県の官公需契約方針の改定を行っていく。また、官公需問題研究会、元気戦略地域勉強会など中小企業者の意見を聞く場を通して、中小企業者の声を方針に反映させていく。 <div style="text-align: right;"><b>達成</b></div>	商工労働部 経済政策課
2 技術力のある中小企業の参入拡大 (1) 独自の基準の設定 ～研究開発型企業・創業期の企業の参加資格等の特例	<input type="checkbox"/> 実績等を中心とした格付けを緩和するために、県内中小企業の新技術・新製品の導入を推進する旨の方針を検討し、可能であれば、「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」に盛り込むこととする。 <input type="checkbox"/> 国の制度を参考に、技術力のある中小企業の参入拡大のために、格付けとは別途の技術力の客観的評価基準(特許保有件数、技術士等の数による加算等)などにより上位等級への入札参加を可能とするような制度の導入について中期的に検討する。 <input type="checkbox"/> 研究開発費の勘案等の新しい評価基準については、長期的に検討する。	県の官公需方針を改定し、技術力のある中小企業の受注機会の増大について盛り込んだ。(H19.12.19) ・専門的、技術的要求の高い、委託業務等の契約については、公募型プロポーザル方式を活用している。 ・プロポーザル方式における応募資格については、業務内容や性質等を踏まえつつ、新技術導入を推進するために格付けの要件等を付さないなど広く募集を行う。 ・技術評価については、業務遂行に必要とされる技術に応じ評価項目を設定し、価格面だけではなく企画面や技術面を含めて総合的に評価し契約先を選定している。 ・公共工事については、価格及び品質で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、全庁での総合評価方式の実施拡大を図っている。 ・評価項目については、企業の技術力に関する評価項目を追加するなどの見直しを行っている。	現方針を維持するとともに、発注・契約担当者向けの会議などを通じ、周知に努め、方針の浸透を図っていく。 <div style="text-align: right;"><b>達成</b></div>	商工労働部 経済政策課 産業振興課  商工労働部 経済政策課 産業振興課 (総務部管財課)
(2) 技術評価制度の創設	<input type="checkbox"/> 庁内組織として、各部に技術評価委員会(仮称)を設置し、各部の公設試験研究機関の連携や外部の専門家の依頼などにより、各部の特色に応じた技術評価を行う仕組みを長期的に検討する。	<input type="checkbox"/> 評価体制として、公設試験研究機関との連携や、事業内容に関連する高度な知識・経験を有する有識者等を含む委員会を設置し、専門性の高い評価を行っている。	技術分野により、適任となる有識者が異なるため、固定した評価組織を設けるのではなく、案件ごとに評価組織を立ち上げて対応していく。 <div style="text-align: right;"><b>達成</b></div>	商工労働部 経済政策課 産業振興課
(3) 実績拡大策～トライアル発注など 県内中小・ベンチャー企業に対する販路開拓支援(製品)	<input type="checkbox"/> 地域ブランド認定事業、随意契約の拡大及びトライアル購入を検討する。	・千葉県内の中小企業が有する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定する制度を創設し、述べ100製品を認定。国内外へ広く情報を発信している。 ・千葉県財務規則の改正を受けて、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約の前提となる認定制度を平成19年12月28日制定した。(「千葉ものづくり認定製品のトライアル発注事業」に係る新商品の生産による新事業分野開拓事業者認定要綱) ・官公庁等の発注担当部局(県・市町村)に対し、千葉ものづくり認定製品等の新しい製品・技術のプレゼンテーションの場を提供する「新技術・新製品説明会」を開催している。 ・県内ものづくり中小企業の優れた製品・技術を一堂に集め、県内ものづくり産業に関して広く情報発信するとともに、出展企業の販路開拓を支援することを目的に、「千葉のものづくり製品・技術展示会」を開催した。	今後も、「千葉ものづくり認定製品」の認定を通して、千葉県の優れた製品を情報発信するとともに販路相談員によるアドバイスなど販路開拓への支援を行う。 <div style="text-align: right;"><b>達成</b></div>	商工労働部 経済政策課 産業振興課
イ 技術のトライアル発注の検討	<input type="checkbox"/> 行政課題の解決に資する技術・製品の研究開発を広く募集し、採択された案件を支援するとともに、その成果について十分な評価を行い、有用なものについて課題解決に向けて官公需として活用する制度について検討する。	行政課題や社会的課題を解決するために、県内中小企業の優れた技術力を活用する新しい制度の創設に向けた検討を行った(千葉県版SBIR)が、財政面から実現できなかった。	県の財政状況が厳しい中、新しい制度の設立は難しい。 行政課題の解決に資する案件があった場合は、専門的、技術的要求の高いものが予想されるため、公募型プロポーザル方式等により技術面を含めて総合的に評価を行っていく。	商工労働部 経済政策課 産業振興課
	<input type="checkbox"/> 当面は製品のトライアル発注の実施をしつつ、その運用状況を踏まえて、技術評価制度の創設の検討に合わせて、新技術のトライアル発注制度の導入を長期的に検討する。	・H19～21年度に、認定した「千葉ものづくり認定製品」のうち、14製品についてトライアル発注を行った。これまで、購入した製品について、使用評価・効果をまとめて公表している。	県の財政状況が厳しい中、新たなトライアル発注は難しい。	商工労働部 経済政策課 産業振興課

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	これまでの取り組み	県としての考え方・今後の方針等	担当部局 担当課等
3 入札参加資格のあり方の見直し (1) 県内市町村を含めた統一制度の創設検討 【物品・役務・工事】	<input type="checkbox"/> 県内市町村を含めた統一的な入札参加資格制度について検討する。 <input type="checkbox"/> 電子調達システムの共同利用は、県内市町村の入札制度の統一化に向け有効な手段の一つであると考えられる。そのため、電子調達システムの共同利用を運営している「千葉県電子自治体共同運営協議会」への加入促進と、同システムの導入を、市町村に対し働きかけていく。	<p>平成20年度に全市町村が協議会へ参加。</p> <p>県と市町村のシステムを統合した「ちば電子調達システム」を平成23年4月から運用開始した。</p> <p>システム参加予定団体            ・平成23年4月：30団体が参加            ・平成23年秋：9団体が参加            ・平成25年度：15団体が参加</p> <p>平成25年度 ⇒ 千葉県＋53市町村等            ※県内市町村数：54市町村(H25.3現在)</p>	<p>平成25年度末時点で、ほぼ全市町村がシステムに参加し、入札制度の統一化はほぼ達成された。</p> <p>今後は、システムの安定運用とさらなる加入促進を目指す。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	総務部管財課 県土整備部建設・不動産課 総務部情報システム課
(2) 格付け評価における基準の透明性の確保 【物品・役務】	<input type="checkbox"/> 物品等(役務を含む。)について格付け基準を公表する。	格付け基準を公表した。(H19.10)	<b>達成</b>	総務部管財課
	<input type="checkbox"/> 格付け基準の見直しを検討する。	格付け基準を見直し、官公需適格組合について合算特例を導入することとした。(H21.1)	<b>達成</b>	総務部管財課
4 発注基準の見直し (1) 総合評価制度の早期導入 【役務・工事】	<input type="checkbox"/> 工事について、総合評価方式の導入を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から導入している総合評価方式について、平成19年10月1日からその適用範囲を予定価格5千万円以上の工事に拡大して実施することとした。(従前：土木2億円、建築5億円以上)</li> <li>・総合評価方式の評価内容を見直した</li> <li>他、低入札価格調査制度について価格による失格基準の導入等を行った(H20.10)</li> <li>・企業の地域貢献度(ボランティア、障害者・女性・高齢者雇用、県内業者活用)に関する評価等の見直しを行った。(H22.4)</li> <li>・企業の施工能力・技術者の能力に関する評価内容等の見直しを行った。(H22.4)</li> <li>・地域活用型の試行の他、評価項目を見直し、県産品の活用や当該工事へ新技術を適用する場合も評価対象とした。(H24.4)</li> </ul>	<p>現制度を活用し、価格及び品質で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、総合評価制度の活用を図っていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	県土整備部建設・不動産課 技術管理課
	<input type="checkbox"/> 物品等(役務を含む)についても、総合評価方式の導入を検討する。	H19年10月から物品・委託業務等について、総合評価落札制度を導入した。		
(2) 地域貢献の評価 【物品・役務・工事】	<input type="checkbox"/> 工事について、地域貢献活動を評価する仕組みを導入する。	<p>指名業者選定基準では引き続き地域貢献を評価対象としており、総合評価方式において、「災害協定の締結」、「県内企業の活用」等の評価項目を設定するなど、地域貢献の評価を適正に行っている。(4.(1)参照)</p>	<p>発注担当者説明会などを通して、地域中小企業の育成の大切さ等を説明し、制度の適切な運用を図っていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	県土整備部建設・不動産課 技術管理課
	<input type="checkbox"/> 物品等についても地域貢献活動を評価する仕組みの導入について検討する。(指名基準)	<p>指名業者選定にあたっての留意事項として、地域貢献活動を盛り込んだ物品・委託等指名業者選定基準を制定した。(H19年度)</p>		総務部管財課
	<input type="checkbox"/> 対象となる地域貢献活動の拡大やその評価手法について検討する。	<p>制度の見直しを随時行い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風水害、その他の災害応急対策に業務基本協定</li> <li>・県産品の活用</li> <li>・営業拠点の所在地の有無</li> <li>・ボランティア、障害者・女性・高齢者雇用</li> <li>・県内企業の活用</li> </ul> <p>など対象を広げている。(4.(1)参照)</p>		総務部管財課 県土整備部技術管理課
(3) 低入札価格調査制度の創設【役務】	<input type="checkbox"/> 低入札価格調査制度(役務)の導入を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務(予定価格500万円以上)について、低入札価格調査制度を導入(適用は任意)した。(H19.10)</li> <li>・特に建物清掃等委託業務について、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を当然に適用する制度を導入した。(H23.4から総務部で試行、H24年度から全庁に適用)</li> <li>・当然に適用する制度の対象業務の拡大、調査基準価格の引き上げ等を行った。(H24.12)</li> <li>・当然に適用する制度の対象業務以外の予定価格500万円以上の委託業務についても、総務部において、原則として低入札価格調査制度を適用することとした他、調査基準価格の引き上げを行った。(H24.12)</li> <li>・低入札価格調査を受けた者と契約をする場合の取り扱いについて定め、業務が適正に行われているか確認することとした。(H24.12)</li> </ul>	<p>発注担当者説明会などを通して、過度の低価格競争が業務の質の低下につながるなど、ダンピング対策の重要性を説明し、制度の適切な運用を図っていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	総務部管財課

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	これまでの取り組み	県としての考え方・今後の方針等	担当部局 担当課等
5 官公需における「千産千消」促進のための一方策 (1)少額随意契約の活用	<input type="checkbox"/> 少額随意契約については、従来のように、適正に活用する旨本県の官公需方針に盛り込む。	県の官公需方針を改定し、引き続き、少額随意契約の活用について規定した。	発注担当者説明会などを通して、分離・分割発注については、国が発表している事例について紹介するなど、発注担当者の知識の涵養に努めていく。また、国発注機関とも情報交換を行っていく。  <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課
(2)分離・分割発注に係る適切な事例の研究	<input type="checkbox"/> 分離・分割発注について、これが直ちにコスト増につながらないよう、適切な事例を収集し、これをもとに適切な発注方法を研究していく。	普段の発注事務に生かすため、国から情報提供される優良事例を研究した。既に千葉県で実施しているものもある。		商工労働部 経済政策課 総務部管財課 県土整備部 建設・不動産業課
(3)国関係の事業に対する県内中小企業への発注の要請	<input type="checkbox"/> 国等の発注は透明性・競争性の確保から、なるべく参入制限を加えない方向にあるため、積極的な働きかけは困難な状況である。 <input type="checkbox"/> 千葉県中小企業の振興に関する条例においては、国を含めた産学官民の連携・協力の促進にも努めることとしていることから、県の中小企業の振興に資する各種施策の実施について国との連携・協力が必要な場合は、県としても国との意見交換を行う場など機会を捉えて、要望していく。	国土交通省の担当者と現状等について意見交換を行い、地元中小企業等の活用について要望した。国の発注機関が集まる懇談会や会議の場で、情報収集や意見交換を定期的に行っている。		商工労働部 経済政策課 県土整備部 建設・不動産業課
6 前金払い等の特例の検討	<input type="checkbox"/> 物品等の分野においても、中小企業に対する前金払いの適用拡大について検討する。	業務の特殊性から前金払の需要が強いIT分野を念頭に、前金払の適用を検討した。	法令上、業務委託契約については、前金払が認められているが、必要に応じて前払金の担保を提供させなければならないとしている。公共工事の場合、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年6月12日法律第184号)第2条第4項に規定する前払金保証事業会社(東日本建設業保証㈱など)が債務保証を行う制度があり、この制度を利用して前金払いを実施している。このような制度がない物品・委託業務の場合、前払い金の担保として、連帯保証人や担保物件の取扱いなどを定める必要があるため、制度として一律に適用することは難しい。個別の案件ごとに前金払いの可否、条件について判断していく必要がある。発注担当者説明会などを通して、発注担当者の知識の涵養に努め、制度の適切な運用を図っていく。	総務部管財課 総務部情報システム課 出納局
	<input type="checkbox"/> 売掛債権担保融資保証制度は、つなぎ融資として活用できる制度であるため、今後官公需の視点から制度の周知に努めることとする。なお、この制度については、制度の拡充に向けた動きもあるため、その動向を注視していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の官公需契約方針の改定を行い、売掛債権の譲渡禁止特約の不適用についての規定を加えた。(H19.12.19)</li> <li>・H19年度の国の契約方針改定の際、売掛債権の譲渡禁止特約の不適用について、重点に挙げ、県関係部署及び市町村に周知した。</li> <li>・従来の「下請セーフティネット債務保証事業」の拡充と併せ、公共工事受注建設業者が出来高を超えた未完成部分を含め融資を受けられる「地域建設業経営強化融資制度」の創設を行った。(H20.10)</li> <li>・H20年度に「千葉県総合経済対策」として周知を図った。</li> <li>・金融庁からの要請通知「売掛金担保融資の活用促進に向けた協力要請について」(金監第366)を県関係部署、市町村に周知した。(H25.3)</li> </ul>	発注担当者説明会などを通して、発注担当者の知識の涵養に努め、制度の適切な運用を図っていく。  <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課・ 経営支援課 県土整備部 建設・不動産業課

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	これまでの取り組み	県としての考え方・今後の方針等	担当部局 担当課等
7 「官から民へ」への対応 (1) 指定管理者制度への対応	□ 組合等の自主的な努力に期待する。	・組合等が参加する勉強会において、受注者の努力を促すため、指定管理者制度について情報提供を行うなど啓発に努めた。	勉強会等において、指定管理者制度について情報提供を行うなど啓発に努める他、組合等と意見交換を行っていく。 <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課
	□ 県・市町村の発注担当者の集まる会議等(例えば、公共工事契約事務担当者連絡協議会など)において官公需適格組合の利活用について周知活動を行う。	市町村の契約担当者等が参加する「千葉県公共工事契約業務連絡協議会講習会」や「官公需確保対策地方推進協議会」、「市町村商工労働行政担当課長会議」で「官公需適格組合の利活用について周知してきた。	引き続き、県・市町村の発注担当者が集まる会議等で官公需施策について周知を行っていく。 <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課
	□ 総合経済対策本部名で、官公需施策の趣旨の通り、指定担当部局に対し、施設運営の実態に則して可能なものは県内企業を活用するよう依頼する。	・指定担当部局に対して、県内中小企業の活用について総合経済対策本部名で依頼した。(H19年度)	平成26年3月に指定期間を終える施設が多い(64施設中26施設)ことから、平成25年度に、再度、県内企業の活用について依頼する。 また、今後も適宜、指定担当部局に対し、依頼を行っていく。 <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課
	□ 総合経済対策本部から、指定管理担当部局を通じて、指定管理者に対し官公需施策の趣旨を説明し、県内中小企業への発注機会の確保について要請するなど、官公需施策の趣旨を踏まえた取組を促進する。	・各部局に対して、県内中小企業者への発注要請について総合経済対策本部名で依頼した。(H19年度)	<b>達成</b>	商工労働部 経済政策課
(2) 市場化テストへの対応	□ 組合等の自主的な努力に期待する。 ※参考) 公共サービス改革法においては、国は「民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について民間事業者の意見をきくものとする」とされており、平成18年度においては、7月11日から8月10日までを集中受付月間として意見募集が行われた。 内閣府・公共サービス改革推進室のHP公表資料などに注意されたい。	中小企業団体が行う勉強会において、受注者の努力を促すため、市場化テストの動向に関する情報に留意するよう啓発に努めた。	市場化テスト、包括的民間委託の導入を巡る動きについては、引き続き注視していく。	商工労働部 経済政策課
	□ 現在の公共サービス改革法の規定では、県の業務で市場化テストの対象となるものは「納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し」のみである。市場化テストの対象業務は拡大されていくこととしているので、その動向を注視しながら、導入の検討をしていく。 □ なお、公共サービス改革法によらなくても、従来制度の中で可能なものについては、積極的に民間委託等のアウトソーシングを推進することとし、事業者の募集にあたってはわかりやすく情報提供を行う。	・公共サービス改革法の見直しにおいて、法に基づく市場化テストの対象となる県業務の拡大はなく、県の業務で市場化テストの対象となるものは、引き続き「納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し」のみである。 ・従来制度のなかで可能なアウトソーシングについては、県職員が担うべき性質の業務、アウトソーシングを重点的に検討すべき業務の基準等を整理し、検討を進めた。(H19年度) ・工業用水事業の浄水場の包括的民間委託については、運転管理業務委託を拡張する形でのH23年度からの試行の結果を受け、H25年度からは2浄水場で実施することとした。		総務部行政 改革推進課 商工労働部 経済政策課
8 情報公開の促進	□ 県ホームページの「入札契約情報」から発注見通し、入札予定、入札結果等について、情報提供を行う。	・県庁ホームページトップ画面に「入札・契約情報」について、部局横断的な情報提供体制を構築した。	利用者にとって、利用しやすく、分かりやすいシステムとなるように、現システムを維持、見直ししていく。 <b>達成</b>	総務部管財課 県土整備部 建設・不動産 業課 商工労働部 経済政策課
	□ 県ホームページの「入札契約情報」から発注見通し、入札予定、入札結果等について、情報提供を行う。	・ちば電子調達システムにおいて、入札情報(発注見通し、入札予定(公告)、入札結果等)の提供ができるようになった(県庁トップページの「入札・契約情報」に、ちば電子調達システムへのリンク有り)。		
9 基本施策の充実 (1) 官公需相談窓口の拡大・充実に 向けた見直し策 の検討	官公需相談窓口の設置機関を見直すとともに、担当者の相談対応能力向上のための方策を検討する。	・県の各機関の契約担当者等が参加する「官公需確保対策地方推進協議会」で県の官公需施策について説明を行ってきた。 ・県の組織改正に合わせ、契約担当課の洗い出しを行い、窓口設置機関の見直しを行った。(H20年度)	県の組織改正に応じて、官公需相談窓口の見直しを行っていく、官公需相談窓口の担当者に対し官公需施策の周知を図っていく。 <b>達成</b>	商工労働部 経済政策課

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	これまでの取り組み	県としての考え方・今後の方針等	担当部局 担当課等
(2)官公需制度及び官公需適格組合のPRの充実策	「千葉県中小企業の振興に関する条例」において、県が官公需受注機会の確保に努める旨の位置付けを行うとともに、県及び市町村の担当者に対しその旨を周知する場を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度条例に規定。</li> <li>・「市町村商工労働担当課長会議」や市町村の担当者等が参加する「千葉県公共工事契約業務連絡協議会講習会」及び国の在業機関、県、市町村の担当者等が参加する「官公需確保対策地方推進協議会」で県の官公需施策について説明を行ってきた。</li> <li>・中小企業団体が主催する懇談会などの場で、県の取り組みについて説明するとともに、中小企業者と意見交換をおこなってきた。</li> <li>・入札参加資格審査の基準見直しにより、官公需適格組合に対する特例制度を21年10月より導入することとした。</li> </ul>	<p>千葉県中小企業団体中央会と協力し、官公需適格組合や地方公共団体の契約・発注者向けに官公需施策についての説明や意見交換などを行う場を設けていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	商工労働部 経済政策課
	官公需適格組合の指導機関である千葉県中小企業団体中央会に対し、個々の官公需適格組合の周知広報に取り組むよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の在業機関、県、市町村の担当者等が参加する「官公需確保対策地方推進協議会」で官公需適格組合名簿を配付するとともに、その利活用について周知した。</li> <li>・国の在業機関、県、市町村の担当者を対象とする官公需問題懇談会(中小企業団体中央会主催)において、官公需適格組合との懇談を行った。</li> </ul>		商工労働部 経済政策課
(3)官公需施策の担当者研修の実施・充実	<input type="checkbox"/> 企業の技術力に関する評価能力を高めるための実務研修の実施について検討する。  <input type="checkbox"/> 県及び県内市町村の契約・発注担当者の集まる会議において官公需施策について説明・情報提供を行うとともに、商工労働部で主催する新技術・新製品説明会などを通じて企業の新技術・新製品に関するリテラシー(評価能力)の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価に係る課題の抽出については、「2 技術力のある中小企業の参入拡大」の中で検討</li> <li>・(「(2)官公需制度及び官公需適格組合のPRの充実策」を参照)</li> <li>・県や市町村等を対象に中小・ベンチャー企業が開発した新技術・新製品の説明会を開催し、県や市町村等発注担当者へのプレゼンテーションを通じ、新技術・新製品への理解など担当者の知識の涵養に努めた。</li> <li>・(財)千葉県産業振興センターが行う千葉県事業可能性評価委員会へ職員を参加・傍聴させ、評価能力の向上を図っている。</li> </ul>	<p>引き続き、県や市町村の契約・発注担当者向けの説明会などにおいて、県の官公需施策や取り組みを紹介し、担当者の知識の涵養に努めていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	商工労働部 経済政策課・ 産業振興課
	<input type="checkbox"/> 組織全体としての発注能力を向上させる方策として、契約専担の課を設置することや企業評価の専門家(中小企業診断士など)を活用することを長期的に検討する。	物品の調達について、事務を集中的に執行するため、集中調達機関を設置した。		商工労働部 経済政策課
10 その他～課題 (1)IT分野	<input type="checkbox"/> IT分野における分離分割発注については、全国での適切な事例(グッド・プラクティス)の集積が少なく、その方法などが定着しているとはいえない状況である。そのため、国等で公表している事例も含め多くの適切な事例を収集・分析し、分離分割発注の手法、効果などについて研究していく。(5(2)参照)	分離・分割発注に関する事例のほか、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(経済産業省)」、「『情報システムに係る政府調達の基本方針』実務手引書(総務省)」など、関連情報の収集に努めた。	<p>発注担当者説明会などを通して、分離・分割発注について、国が発表している適切な事例を紹介するなど、発注担当者の知識の涵養に努めていく。</p> <p style="text-align: right;"><b>達成</b></p>	総務部情報システム課 商工労働部 経済政策課
<input type="checkbox"/> 受注案件の実施形態についても、下請け方式がとられる場合も多いといわれているため、IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式の導入の検討、下請企業に対する官公需への参入促進策の検討について、その必要性・ニーズも含めて検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT関連の組合も含めた官公需適格組合に対する入札参加資格審査の格付けに関する特例制度の導入について、国の制度を参考に検討した。</li> <li>・情報サービス産業協会等へのヒヤリングを実施した。</li> <li>・入札参加資格審査の基準見直しにより、官公需適格組合に対する特例制度を21年10月より導入することとした。</li> </ul>	下請け方式が必要なものやジョイント・ベンチャー方式が適している案件については、官公需適格組合による対応が有効と思われる。		総務部管財課 総務部情報システム課 出納局
<input type="checkbox"/> システム設計仕様に変更や手戻りが発生することのないようシステム開発の工程表に基づく進行管理を行うとともに、受託者と定期的な打合せを行う体制を充実・強化する。また、IT分野における前払制度についても検討する。	20年4月に「設計・開発ガイドライン」を策定し、これに基づき発注内容の明確化に努めた。 前金払制度については、6の中で検討。	ガイドラインの適切な運用を図っていく。	<b>達成</b>	総務部管財課 総務部情報システム課 出納局